

1 契約相手方選定基準は、3号契約の場合は、「3-ア-a」、「3-ア-b」、「3-イ」、「3-ウ」の中から該当する契約基準を選択し、記入すること。4号契約の場合は、「4」と記入すること。なお、基準の詳細は以下のとおりとする。

3号	<p>ア 障害者支援施設等において製作された物品を当該障害者支援施設等から規則で定める手続により買入れられる契約をするとき。</p>	<p>障害者 契約の 相手方 となる 支援 施設 等</p>	<p>a 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター又は条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設又はこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者</p>
	<p>イ 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター又はこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者から規則で定める手続により役務の提供を受ける契約をするとき。</p>		
	<p>ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体又はこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者（以下「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から規則で定める手続により受ける契約をするとき。</p>		
4号	<p>新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者から規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。</p>		

2 契約金額が単価契約の場合には、「単価契約」と明記し、その単価を記入すること。

3 契約の「相手方とした理由」は簡潔に分かりやすく記入すること。

4 列が足りない場合には適宜追加すること。